

弁護人請求証拠
反訳書の取調べ方法について
～要旨の告知部分～

※会話形式のものについては、発言者の前に石川被告人は「石川」、田代検察官は、「検察官」と表示しますが、発言者名を言わない場合は、全て検察官の発言です。

第1. 検察官は、被告人石川の供述と検察審査会との関連について
次のように言及している。

弁護人が、この反訳書で立証したいことは、

小沢一郎氏に対して、検察審査会で強制起訴の議決が下されるのではない
かという被告人の畏怖を検察官が巧みに利用し、被告人が勾留中の供述を維持
すれば、小沢一郎氏は、強制起訴にならない可能性が高い等と被告人を詐術的
に誘導し、勾留中の供述を維持させたこと等である。

具体的には、検察官は以下のような会話をしている。

(00:19:40 頃から)

「あの一、基本的にはさ、どうなのかな、その、これさ、検審のね、うちが、ま、
起訴するかしないかっていうのも、もちろん、これからの判断だから、そこにもか
かわってくるんだけど。」

「仮に、ま、起訴せずということになって済んだ場合には、今度は検審の議決があ
るでしょ、そこでまた起訴相当がでちゃうと困るわけで、えーそこをなんとか、そ
のさ…。」「あ、ま、11人中8人が起訴相当を出さなければさ、起訴強制にはな
らないわけで、ハードルはかなり高いことは高いんだよね。ただ、この前は全会一
致らしいからね、今度5人それが残っちゃうってなると、ま、非常にきついことは
きついんだけど、それでもま、8人ってハードルは相当高いんでね、そのところ
を意識して。」

「でもね、そういうふうにな、多分、石川さんは小沢先生からねじまかれてきてね、
弁護士からねじまかれてきて今までの供述を多分全面的に否定するだろうと、」

(00:21:55 から)

「だけど、それをやっちゃうとさ。やっぱり、その、なんていうのかな。あーその
ま、いわゆる強硬な、ね、考え方の人達の思うツボっていうか。」

「もしそういうふうにしたらさ、それを読んだ人はどういうふうと思うかっていう

のさ、容易に想像つくじゃない。うちの幹部にしてもそうだし、検審にしてもそうだよ、なぜそういう供述になったのかっていうのをさ、みんな色々想像するよね。」

「ほら、やっぱり絶対的権力者じゃんと、あの、背景っていうか、あの先入観があるとさ、有る限り、やっぱりさ、結構きついよね、その部分がね」

(00:24:28 頃から)

(石川：「そうですかー。上の方では、私が来て、全面否定すると、」)
「心配にしている人もいるし、逆に楽しみにしている人もいるっていうかさ。
だから、否認、その全面否定したらね、全面否定した内容の調書とっちゃえと。
それでその一、なんでその供述変わったのかと、聞けばさ、そりゃ、小沢先生に
言われてとは言えないだろ、口が裂けてもね、そうすると、合理的理由なんて説明
できるわけがないんだから、そりゃ説明できませんと取っちゃえと。そうすり
や、分かるもんね。読んだ人は、どういうふうと思うかは容易に想像つくからね。
うん。」

(00:32:44 頃から)

「だからここんところさ、その一あれだよ。その、検審、ま、うちの方針もそ
うだけど、多分その一、石川さんが、今までの話を維持してきちっとね、あの一、
話をしている限り、多分その一、起訴だということにはならないんだろうと思う
んだよ。うちの判断は。そりゃ、前回しているわけだから。
で、ここで、また全部ひっくり返すとかっていうことになると、」
「また変わってくんだけど…」

(00:33:21 頃から)

(石川：「今日の調書は検審も見erわけですよ。」)
「だってそのために取るわけだから。それでー、その、それを見せたときに、見せ
て、検審がその絶対的権力者であると、いうところにどれだけ、疑問をもつかっ
ていうかさ。」
「だからその、絶対権力者とかなんとか言われてるけども、きちんと別になんてい
うのかな、話をして、逮捕されている時と同じ話をして。」

(00:35:32 頃から)

「ここで維持することが、彼らの気持ちをどう動かすかだよ。」

(00:55:47 頃から)

「だからそれはね、絶対否定するに違いないと。で、だからそれを一、なんていうのかな、良心的な人はさ、もしそうなっても、それはまずいよって。石川さん、ちゃんと説得をして、話をしなきゃだめだぞと言う人もいれば、あの一良心的じゃない人は否定したら否定したで調書とっちゃえよと。」

(01:06:00 頃から)

「だから基本一番ベスト、ま、あの一、一番波風がたたないのはさ、今までの供述は供述としてそれはもう事実ですと、先生がそれに対してどう解釈したか、また先生の認識については私は分かりませんと。で、まあ、近いとこ、先生は最近もこうこうこういう供述をしているけども、私は、私は自分の記憶に基づいて事実を、ありのままをお話ししているのであって、しているんですということが一番波風たたないし。まあ、変にその一、小沢先生の圧力があるんじゃないかと、そういうことは勘ぐられないんで済むんじゃないかなと思いますけどね。」

(01:22:45 頃から)

石川　　：　「私にとって今日できる事って、何なんですかね。」

検察官　：　「そりゃ、一番、一番無難なのは、さ、従前の供述を維持しちゃうことが一番無難だって一。それは。」

(01:25:23 付近)

「うんうん。まあでもここまで今現在起訴されてないし、起訴にもなってないわけだから。一応なんていうかな、あの一まだ望みは捨てない、捨ててない、捨てる必要もないし、一応だから我々の作戦は功を奏しているというふうに考えていいと思うんだよね。もっと早い段階で、そら、起訴になっている可能性はいくらでもあったわけだから。」

(01:57:02 頃から)

「あ検察が起訴した場合？でもこれは…石川さんが供述を維持する限り、それはできない。」

「うん。だって、前と状況が変わってないんだから。何で、前回不起訴で今回起訴なのって言われたら、検審がそういうからとしか答えようがないでしょ。」

(03:08:37 頃から)

「だから、公判ではいいよ。そこはだから言っとくよ。ただ、今、この重要な調書のところでは、やっぱりこの調書何が目的かっていったら、やっぱり、小沢先生を、検審の起訴相当っていうのを受けて、再度、再度彼らが、もちろん、上の、うちの上層

部もそうだし、彼らが、起訴か不起訴かの判断を迫られるわけだよね。その時の、その材料としての調書だから、その中でさー、だから一番よくないのは、やっぱり小沢先生が、組織ぐるみで口裏合わせをしているとかってというような印象は、絶対によくないわけだよ、これは。うん。」

(04:05:30 頃から)

「あの一。でもさ、逆にこれあれだよ、あの、例えば、報告・了承してませんと。しかも定期担保貸付、預金担保も自分でやりましたっていうふうに、もしなったら、さっき言ってるように、起訴決議、強制起訴の可能性が高くなるよね。」

「だってあんた、その一、あなたが審査員だったらどう思う。それ読んだら。もう絶対権力者の面目躍如ってふうに見えますよね。」

「だから、いや、俺はね、絶対強制起訴、例えば検察庁でできれば起訴したいとかね、それがかなわなくても必ず強制起訴をして、小沢一郎を裁判にかけたいと、僕は思っていないわけ、前から言っているようにね。だから今置かれた局面でどうするのがベストかっていうことなんだよ。やっぱり。はっはっは。」

(04:09:30 頃から)

「それはだからさ、あの石川さんの供述がさ、やっぱり功を奏したんだよ。あれ完全に全員が本当に完全否認でいったらさ、本当に起訴されちゃう可能性があったからね。」

(04:20:43 頃から)

「だから僕はこういう風にやるしかないと思うよ。で、これでね、別に絶対的権力者じゃないでしょと。うん。あの、ちゃんと石川さんは、逮捕されているときだけじゃなくて、こうやって話してるんだから。あの、別にその小沢さんの影響を受けて話をしていることは一切ないと、いうところを示すしかないよね。逆に後退させるっていうのは火に油だし、まあ積極的にさらに進めるってことは、まあありえないだろうし。うん。で、何も調書取らないってわけにもいかないし。」

第2. 検察官は、被告人個人の政治献金について、次のように言及している。

弁護人が、この反訳書で立証したいことは、

保釈後被告人が供述を維持しなければ、又は逮捕勾留中も被告人が検察の意に沿う供述調書に署名しなければ、被告人の個人献金を立件し、検察の強権発動を行うことを示唆し、

議員辞職を迫る等して、被告人を脅迫し、またそれと表裏一体として、検察の意に沿う供述をすれば、被告人の個人献金については立件しないかのような利益誘導を行い、被告人の意に沿わない供述調書に署名させたこと等である。

検察官の具体的供述としては、以下のような会話をしている。

(00:25:04 頃から)

「でも調書取ったときはさ、」

「議員辞職しますっていうさ(笑)」

(石川：「だけど、あれは、あの証拠開示で出てないですよ。？」)

「そりゃだって、吉田正喜のあれ、隠し玉なんじゃないの。」

「あの、まあ、政治活動に関してお金をもらってましたからそれは賄賂と認識して
ますっていう、で、こういったもののお金を受け取った以上、その、
しかるべき時期に、議員辞職しますみたいな、内容の調書があったじゃない。」

(00:28:52 頃から)

「ま、要するにあの調書は、」「それを賄賂だと認識してました、ってなってるからね。うん。そりゃ、もうそんなの出したら大騒ぎだよね。また。」

「ま、それは、あの一、現状でいく限りね、そりゃそんなものは世に出そうなんていう気はないと思うけれど、うーん。これが、また変な方向へね。」

「対鈴木宗男みたいにさ、徹底抗戦みたいになっちゃうとさ、じゃあ、やれるものはやれと。」

「ま、そうならないようにさ、ずっと逮捕されてきてからやってきたし、だけど、ま、なかなか、吉田正喜もなかなか執念深いし(笑)。」

(01:46:24 頃から)

石川 : 「いや、いつもね、本当に、また逮捕されるのではないかとおびえながら生きて
ますよ。」

検察官 : 「なんかねー、ま、ほんとに、そうならないようにしたいと思ってるし、そんな具体的な動きがあるわけではないからね、それほど、別に、普通にやってお
けばね、あの一、そんなことにはならないと思うんだけど。」

「そこんところがやっぱり気持ち悪いのは分かるよ、本当に、気持ち悪いのはね、分かるけどね。じゃなんか本気でやる気になってね、じゃ、検察が石川議員再逮捕しようと組織として本気になったときに、全くできない話かっていうとそうで

もないわけじゃない。実際のところ。それは気持ち悪いよね、すごくね。」

第3. 被告人石川が逮捕勾留時の供述調書と異なる供述をした際、検察官は次のような会話をしている。

また、弁護人が、この反訳書で立証したいことは、

被告人が逮捕勾留前から終始主張していた本件4億円を隠すつもりはなかった、本件4億円が公にできない金銭ではなかったとの主張に対して、取調べ担当検事も、本件4億円を隠す目的で、3カ月だけ登記をずらす意味がない、論理の飛躍がある等と認めていながら、被告人の当該主張を供述調書に入れることはなく、被告人の逮捕勾留中の供述内容の維持を執拗にせまり、最終的に諦めてしまった被告人が、意に沿わない供述調書に署名させられたこと等である。’

具体的には、取調べ担当検察官は以下のような会話をしている。

(01:17:35)

「いやー、そういうことを言うんじゃないかっていう人もいるしさ、そんなことをしたってね、あの一火に油注ぐだけって事はちゃんと分かっているでしょと。だからそら、従前の供述は維持するんじゃないのと。で、別に小沢先生と一緒に何かしたとかさ、そういうことじゃなくて、別に石川さん側の事情を言ってるだけで、あとそれを認めるか否認するかは小沢先生の側の問題なんだから、石川さんは石川さんで従前通りの供述を維持するのが賢明だって事位は分かっているでしょとかいう人もいるし。うん。」

石川： 「だから、あの一だから今日、もしね、あの一変えるとしたらね、やっぱり4億円を隠すってう意図が一番先にきていたわけではないっていう、それぐらいですよね。」

検察官： 「そこはさ、だからどういう風に言うの。その、4億円を隠すつもりは毛頭ありませんでした、というとまた変になっちゃうからね。」

石川： 「4億円を隠したい、あの一4億円を隠すために、あの一時期をずらした、ということではないっていうことですよ。」

検察官： 「それ、でも、根幹にかかわるとこなんじゃないの。根幹にかかわるっていうかさー、そこを否定すると、なかなか難しいんじゃないの。」

石川： 「で、現にそのやっぱり、4億円については、そういう偽装と思われるような

ね、ことを一方でやっているわけだから。こっちは関係なかったんですっていうのは変だよね。」

(03:35:14)

検察官：「うんうん。でも、そこは具体的な話してないから、あの一、12月だろうが3月だろうが変わんねーからさ、また変わると、なんでじゃあ変わったのってなっちゃうからさー。めんどくせーからさ。うん。」

石川：「…分かりました。なんか、忸怩たる思いが…まあまあ、仕方ないです。」

第4. 検察官は、水谷建設に関する以下のようなやり取りをしている。

さらに、弁護人が、この反訳文で立証したいことは、

被告人が水谷建設からの5000万円の授受に全く身に覚えがなく、逮捕勾留前から終始一貫して、当該金銭の授受がないことを主張してきたが、取調べ担当検察官もこれを認めていることである。

具体的には、取調べ担当検察官は、以下のような会話をしている。

(00:25:04 頃から)

石川：「威勢のいいことって言ったって、水谷建設からもらってないもん、当たり前じゃないですか、そんなもん。」

検察官：「そりゃいいんだけどさ、そこは誰も気にしてないのよ。」

(01:00:23 頃から)

検察官：「そうそう。で、最初17年だっていうふうに言ったもんだから。あの一、17年は臨時代表選で16年の時点ではまだ予定されていなかったはずだと、だから嘘なんだと。うん。」

石川：「だけどそんなことも、あのあたり代表選、何回もありましたからねー。」

検察官：「そ。で、だから従って、やっぱり胆沢ダムのね、工事とね、お金のやりとりが話だったんだって。そこは飛躍しとるわけだよ。」

(01:01:52 頃から)

「いやおれもたださ、16年を17年にずらしたって、17年も工事あるからね。あんま意味ねーんじゃないかなって思うんだけどさ。」

(01:02:56 頃から)

石川 : 「いまでもここで逮捕の瞬間、覚えてますよ。なんで最後逮捕の時に、水谷だけ聞くのか、私分かんなかったですもんねー。で10日目から副部長来て、結局水谷だけでしょ、聞いてたことって。あと私の個人のことで、来たけど、最後やぶり捨てちゃってね、全部ね、こんなんはサイドストーリーだともう怒り出しちゃって。こんなことどうでもいいんだつつて。」

検察官 : 「あ、そう。はっはっは。」

検察官 : 「何、メモをやぶっちゃったの？」

検察官 : 「調書になったら。」

(02:31:56 頃から)

「うんうんうん。だから、それはいいじゃない。水谷のところにすごく興味が奪われているんだけど、そんなところは、なんていうかなー、別に4億の不記載に関係ないんだよね。ただ、4億が記載されていない、不記載にされていることがもう起訴もされてんだし、もうしょうがないでしょ。そういうところで、不記載にした理由はじゃあなんなのってなった時に、その、みんな水谷のことばかり、水谷だから書けなかったに違いないって思い込んでいるわけよ。だからそこはさー、石川さんがさ、そうじゃなくて、漠然とね、先生のそういう蓄えてきたね、なんだかわかんないんだけど、簿外の金で、表に出せないお金だと思ったから、自分は書かなかったんですっていえば・・・」

(03:07:03 頃から)

「汚い金だっていうのは、検察が勝手に言ってるだけで、言ってるだけでね、そんなのは別に水掛け論になるから、相手にしなくていいのよ。証拠ないんだから。別に。」

(04:22:02 頃から)

石川 : 「まだ検察の中には、私が5000万を受け取っていると思っていらっしゃる方がいるんだろうから、それはちょっと残念ですね。」

検察官 : 「いいんだよ。それはもう、そっちの方がむしろ多いくらいで。やっぱりね、やっぱりさあ、なんて言うかなあ、そこのところは、ちゃんと理解しているのは、俺と吉田正喜しかいないと思うんだよ。」

検察官 : 「あはは、吉田正喜もずるいから、そういうところは絶対公には言わないんだけど。あの事実はありませんね、とかは言わないんだけど。はっはっは。」

(04:36:43 頃から)

石川 : 「田代さんが言ってたように、逮捕される前にね、13日の強制捜査の前かな。早く認めないと、忘れてただけだって、ここはおそろしい組織なんだから、何するかわかんないんだぞって、論してくれたことあったじゃないですか。」

検察官 : 「うんうん。」
石川 ; 「あそこまで言われて、いろんな個人のことも、金沢の件だとかも、いろんなもの出てきて、それでもなおかつ、私が認めていないわけですよ。」
検察官 : 「はっはっは。うんうん。ま、だから逆に言えば、吉田正喜や僕の言うことが信用されていないってことだよ。上層部にね。」
検察官 : 「俺も忸怩（じくじ）たるものがあんだけどさー。」

第5. 検察官が、被告人石川が小澤一郎氏に対する報告について次の通り言及している。

また、弁護人が、この反訳文で立証したいことは、

被告人が、小澤一郎氏に詳細に報告・了承したことはないとの主張に対し、検察官は、報告了承の意味が、一般的な使用方法とは異なっていること、本件事案が報告了承にあたるかについて、検察官も疑問を抱いていること等である。

具体的には、取調べ担当検察官は、以下のような会話をしている。

(03:05:55 頃から)

検察官 : 「だから、細かい報告・了承、報告・了承があったんですかって聞かれたことに対して、細かいことは言っていませんって答えてるから、だから、かみ合っていないでしょ。うん。」
石川 : 「そうなんですよ。細かいこと、概要は説明したけど、細かいことについては説明していないってことですよね。」
検察官 : 「それでいいんじゃないですか。でも、あれをもって報告・了承というかどうかも分かんないしね。」
「だからさー。まー、なんだろうなー。どこが一番、現状を踏まえて一番そのー、なんだろうねー、軟着陸なのかねー。まーそら、検察審査会で不起訴不当っていう議決が出るのはあれだよ。」
石川 : 「まあ、そうですね。望む着陸点ですけど…。」

(03:05:55 頃から)

「調書にもしてないしさ。だから、で、あれ2月、1月の何日かに読売が夕刊で、石川議員なんか認めるみたいな、報告・了承認めるみたいになって、でもそれは、う

ちとしては誤報だってつっぱねたやつなんだよ。要するに、そんな事実はないと。
で、別に、なんて言うのかな、報告・了承といってもさ、がちがちに共謀で、認定、
間違いなく認定できるような報告・了承の中身になっていないわけだから。」
「うんうん。だから、まあ、報告・了承という言葉がさ、一人歩きしているんだよね、
実際はね。うん。だからマスコミの考えている報告・了承っていうのと、我々が使
っている報告・了承っていうのと中身が違うんだよ、うん。うん。」

第6．検察官が被告人石川の公民権停止に関し、言及しているのは、次の通りである。

弁護人が、この反訳文で立証したいことは、

被告人が、逮捕されてから、公民権停止期間と直結する執行猶予期間が短くなるよう期待して、真意ではない供述調書に署名してきたこと等である。

具体的には、取調べ担当検察官は、以下のような会話をしている。

(00:05:13 頃から)

石川　：「あの、判決が出て、あの一、失職の、可能性が高いですね。」
検察官：「あれ、執行猶予期間、執行猶予が付くと執行猶予期間じゃなかったっけ。」
石川　：「だからそれを3年になるような、努力をしないとねって…話をしたよ
ね。逮捕されたときねえ、」